

記入見本

婚姻届

市区町村役場に提出する日が、届書の受理日になります。

令和〇年〇月〇日届出

新潟県柏崎市長様

婚姻の届出と一緒に住所を変更する場合は、婚姻届とは別に、住所変更の届出(住民異動届)をしてください。届出がなければ、住所は変更されません。

夫になる人と妻になる人の住民登録をしているところが同一住所で別世帯の場合は、世帯合併の届出(住民異動届)をください。

柏崎市外から柏崎市に住所を移す場合、旧住所がある市区町村からの転出証明書が必要です。

不受理	☐ 有	☐ 無	
通知	☐ 要	☐ 不要	
使者	☐ 免	☐ 旅	
	☐ その他	☐ 無	
通知	年	月	日
確認	通知		

本届書中
字訂正
字削除
字加入
風吹
波野

午前・午後	時	分	受付						
受理	平成	年	月	日	発送	平成	年	月	日
第	送付	平	第	長	印				
書類調査	戸	票	通	知					
新潟県	柏崎市	長	様						
(よみかた)	夫になる人	妻になる人							
氏名	ふぶき 剛志	つよし 波野 風	なみの 風	なぎさ 紗					
生年月日	☐ 大正 ☒ 平成 2年1月3日	☐ 大正 ☒ 平成 元 年 6月1日							
住所	新潟県柏崎市西本町 二丁目4番 6-101号	新潟県柏崎市西本町 二丁目4番 6-101号							
(住民登録をしているところ)	(方書) シーサイドヴィラA	(方書) シーサイドヴィラA							
本籍	新潟県柏崎市西本町 二丁目4番	新潟県柏崎市 中央町1357番							
(外国人のときは国籍だけを書いてください)	筆頭者の氏名 風吹 和志	筆頭者の氏名 波野 良徳							
父母の氏名 父母との続き柄 (他の養父母はその欄に書いてください)	父 風吹 和志 続き柄	父 波野 良徳 続き柄							
	母 畑野 菜 二男	母 波野 順子 長女							
婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	☐ 夫の氏 新本籍 (左の☑の氏の人ですに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください)	☒ 妻の氏 新潟県柏崎市中央町1番							
同居を始めたとき	☐ 昭和 ☒ 平成 〇年〇月	(結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください)							
初婚・再婚の別	☒ 初婚 再婚 ☐ 死別 ☐ 離別 年 月 日	☒ 初婚 再婚 ☐ 死別 ☐ 離別 年 月 日							
同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事と	夫 妻 1. 農業だけまたは農業その他の仕事を持っている世帯 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 6. 仕事をしている者のいない世帯								
夫妻の職業	(国勢調査の年… 夫の職業 妻の職業 ときだけ書いてください)								
その他	夫の養母 風吹冬子 養子								
届出人	夫 風吹 剛志	妻 波野 風							
署名押印									
事件簿番号									
住所を定めた年月日	夫 年 月 日	妻 年 月 日							
連絡先	電話 妻 090-2323-4545番	自宅、勤務先、携帯							
☐ 住所地に確認済み	☐ 本籍地に確認済み	☐ 新本籍地に確認済み							

長期間保存しますので、消せるボールペンは使用しないでください。

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が日曜日や祝日でも届けることができます。この場合、宿直等で取扱うので、前日までに、戸籍担当係で下調べをしておいてください。この届書を本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本または、戸籍全部事項証明書が必要ですから、あらかじめ用意してください。

婚姻当事者ではない(記入見本の場合、風吹剛志と波野風紗が当事者です。)成人の証人が2名必要です。

証人		
署名押印	畑野 菜摘 (畑野)	波野 良徳 (波野)
生年月日	☐ 大正 ☐ 平成 32年2月26日	☐ 大正 ☐ 平成 34年4月23日
住所	新潟県柏崎市大字加納 7777番地	新潟県柏崎市東本町 三丁目30番 3号
本籍	新潟県柏崎市大字加納 77番地 2	新潟県柏崎市 中央町1357番
本届書中	字訂正	字削除
	字加入	
	畑野	波野

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

父母がいま婚姻しているときは、母の氏を書かないで、名だけを書いてください。養父母についても同じように書いてください。

☐には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。

外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくられますので、希望する本籍を書いてください。

・✓で選んだほうの人が、まだ戸籍の筆頭者になっていない場合、新しい戸籍がつくられます。希望する本籍を書いてください。
・戸籍の表示は、土地登記簿の地番(番地)か、街区符号(番)です。本籍を住所地〇番〇号に合わせておきたい場合、〇番ま

再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。内縁のものはふくまれません。

◎ 印は各自別々の印を押してください。

◎ 届出人の印をご持参ください。

◎ 国民健康保険加入者は被保険者証をご持参ください。

◎ 運転免許証・パスポート等、顔写真のある官公署発行の身分証明書を
お持ちの方は、ご持参ください。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

署名は旧姓で本人が自署してください。

必ず朝8時頃から夕方6時頃までに連絡がつく電話番号を記入してください。

令和6(2023)年3月1日から、法務省の戸籍情報連携システムにより戸籍の内容を確認するため、戸籍届書提出時の戸籍謄本(戸籍全部事項証明)の添付が不要となりました。法務省の戸籍情報連携システムがメンテナンス等により使用できない日(例:土曜日の窓口延長時間)に、柏崎市が本籍地でない方が戸籍届書をご提出された場合は、戸籍届書はご予約のみとなります。【戸籍届書がご予約となった場合】

・後日の内容確認後、不備がなければ提出日にさかのぼって受理することになります。
・戸籍届書のご提出に伴う変更(例:住所変更、氏の変更)後の住民票の発行やマイナンバーカードの券面変更、他課での手続きについては、後日改めてご来庁いただくことになります。

押印は任意です